

◎ 法人文書（個人データ）の開示に関する手数料及び送料

平成20年1月1日

法人文書の開示に関する手数料等取扱細則の規定（情報公開に関する規程に基づく開示及び個人情報保護に関する規程に基づく開示の双方に共通）に基づく開示請求手数料及び開示実施手数料並びに写しの送付による開示の実施をする場合の送料のそれぞれの額及び納付方法は、次のとおりです。

1 開示請求手数料の額

法人文書1件につき300円

2 開示実施手数料の額

次の表の基本額の欄に掲げる額から300円を差し引いた額（基本額が300円以内の場合は無料）です。

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の基本額
1 文書又は図画（2の項から4の項までに該当するものを除く。）	ア 閲覧	100枚までごとにつき100円
	イ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ウ 複写機により用紙に複写したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙（A3判以下のサイズに限る。）1枚につき10円
	エ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203mm、横254mmのものについては520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	オ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルカートリッジ（7の項において「FD」という。）に複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

		カ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120mm の光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスク（7の項において「CD-R」という。）に複製したものの交付	CD-R 1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
		キ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を日本工業規格 X6241 に適合する直径 120mm の光ディスクの再生装置で再生することが可能な光ディスク（7の項において「DVD-R」という。）に複製したものの交付	DVD-R 1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
2	マイクロフィルム	ア 用紙に印刷したものの閲覧	用紙（B4 判以下のサイズに限る。）1 枚につき 10 円
		イ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 290 円
		ウ 用紙に印刷したものの交付	用紙（B4 判以下のサイズに限る。）1 枚につき 80 円
3	写真フィルム	ア 印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 10 円
		イ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 30 円（縦 203mm、横 254mm のものについては 430 円）
4	スライド	ア 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 390 円
		イ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 100 円（縦 203mm、横 254mm のものについては 1,300 円）
5	録音テープ又は録音ディスク	ア 専用機器により再生したものの聴取	1 巻につき 290 円
		イ 録音カセットテープに複製したものの交付	1 巻につき 430 円

6	ビデオテープ又はビデオディスク	ア 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき 290円
		イ ビデオカセットテープに複製したものの交付	1巻につき 580円
7	電磁的記録（5の項又は6の項に該当するものを除く。）	ア 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき 200円
		イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき 410円
		ウ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき 10円
		エ FDに複製したものの交付	1枚につき 50円に1ファイルごとにつき 210円を加えた額
		オ CD-Rに複製したものの交付	1枚につき 100円に1ファイルごとにつき 210円を加えた額
		カ DVD-Rに複製したものの交付	1枚につき 120円に1ファイルごとにつき 210円を加えた額
		キ 行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律第4条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複製させる方法	1ファイルごとに 210円

(注) 1の項のウ及びエ又は7の項のウの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を計算します。

3 送料

開示の実施をする文書の写しを自宅等に送付することを希望する場合の送付に要する費用

- (1) 郵送：郵便料金相当額
- (2) 宅配：宅配料金相当額

4 納付の方法

(1) 開示請求手数料及び開示実施手数料

- ア 現金（協会事務所で直接支払又は現金書留で協会に送付）
- イ 振込み（協会が指定する金融機関の口座に振込み）
- ウ 定額小為替証書（協会事務所で直接納付又は書留で協会に送付）

〔注1〕：開示請求手数料は、開示請求をする際に納めてください。

〔注2〕：開示実施手数料は、開示の実施を受ける時までには納めてください。

(2) 送料

ア 郵便料金相当額の郵便切手（郵送の場合に限る。）

イ 現金（現金書留で協会に送付）

ウ 振込み（協会が指定する金融機関の口座に振込み）

〔注〕：送料を納めていただいたことが確認できなければ、法人文書の写しをお送りすることはできませんので、ご承知置き願います。

(3) 金額の連絡

手数料及び送料の金額については、開示決定通知等であらかじめお知らせします。開示決定通知に同封する開示申出書の納付方法の欄に記載された方法から該当するものを選んでください。

5 開示実施手数料の減免

経済的困難その他特別な理由がある方については、開示実施手数料を減額し、又は免除することができることになっています。減免を申請しようとする場合は、手続等につきまして総務課にご相談願います